

■ 日光のまちなみ

～世界遺産地区にふさわしい品格のある空間の形成に向けて～

◆ 日光市景観形成助成金対象地域（山内地区）

対象地域は、山内地区の一部です（裏面の図をご覧ください）。

日光市景観形成助成金対象地域は、「景観形成地域」になります。

◆ 助成制度

日光市景観形成助成金対象地域で行う建築行為などで、行為の制限で定められた基準に適合する場合は、必要な経費の一部を助成します。

【助成金の限度額】

助成対象	経費の種別	助成率	景観形成地域
建築物等	建築物（門、へいを除く。）の新築、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えに係る工事費のうち外観に係る経費	1/2	30 万円
	門、へい、擁壁、石垣、かき又はさくの新築、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えに係る工事費のうち外観に係る経費	1/2	30 万円
	建築設備の隠ぺいの工事に係る経費	1/2	30 万円
	外壁の過半にわたる色彩の変更に係る経費	1/2	30 万円
木 竹	植栽に係る経費	1/2	10 万円
屋外広告物※1	屋外広告物に係る経費	1/2	10 万円
景観重要建造物	建築物等の保全に係る経費	1/2	100 万円

◆ 助成対象となる行為

- ◇基準 1 建築物等の屋根及び壁面の色彩並びにその形態、材料及び色彩が周囲の景観と調和のとれたものとしてください。
- ◇基準 2 建築物の屋根の形状は切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根としてください。
- ◇基準 3 壁面は木材や石材等の自然材料を多用した重厚味のある落ち着いたものであること。
- ◇基準 4 建築物の高さは 13m 以下としてください。
- ◇基準 5 環境省へ許可申請が必要な場合には、助成金の申請書に許可申請書の写しを添付してください。
- ◇基準 6 自然公園法の規制及び日光市景観計画で定める行為の制限に適合させてください。

※1 屋外広告物については、重複して助成を受けることができます。

お問合せ先

日光市役所 建設部 都市計画課
〒321-1292 日光市今市本町 1 番地
TEL : 0288-21-5102

MAIL: toshi-keikaku@city.nikko.lg.jp

日光市景観条例、日光市景観形成助成金について

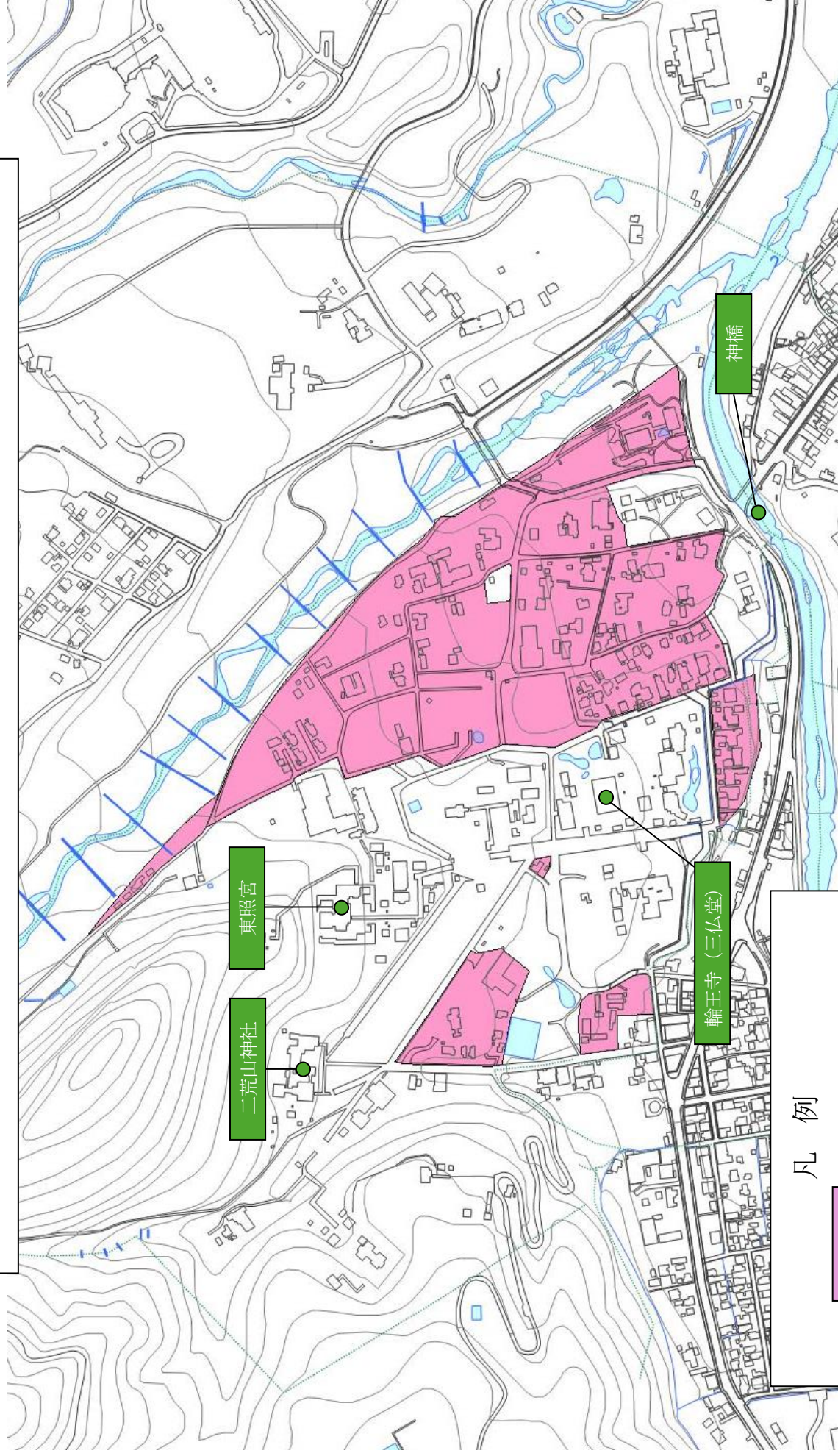
お問合せ先

環境省 日光国立公園管理事務所
〒321-1434 日光市本町 9-5
TEL : 0288-54-1076

MAIL: N-KANTO@env.go.jp

自然公園法について

■ 日光市景観形成助成金交付対象地域（山内地区の一部）



凡 例
景観形成地域